

いわき市交通安全対策協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、いわき市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、いわき市における交通の安全と円滑化を図り、交通事故の防止に関する総合的な対策を推進し、市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業について協議し、関係機関に対して要望又は助言を行うものとする。

- (1) 交通の円滑化を図るための合理化対策
- (2) 交通安全に対する啓もう及び交通安全の教育の普及徹底
- (3) 交通安全施設及び交通安全環境の整備
- (4) 交通事故の実態の検討及び事故防止の諸対策
- (5) その他本会の目的達成に必要と認める事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、いわき市役所内に置く。

(組 織)

第5条 協議会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1人
副 会 長	4人
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名

(役員の選任)

第7条 会長は、いわき市長の職にあるものをもってあてる。

- 2 副会長は、常任理事の互選により選任するものとし、その任期は2年とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副会長は再任されることができる。
- 4 常任理事、理事及び監事はそれぞれ別表第2、別表第3及び別表第4に定める職にあるものをもってあてる。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する。
- 3 常任理事及び理事は、それぞれ常任理事会及び理事会を組織し、その決議に基づき会務を処理する。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

(監事)

第10条 監事は、この協議会の会計事務を監査し、その結果を定期総会において報告する。

(幹事)

第11条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表第5に定める職をもってあてる。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(交通指導員)

第12条 協議会に交通指導員を置く。

2 交通指導員は会長が任命する。

3 交通指導員は会長の命を受けて交通安全業務に従事する。

(会議)

第13条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回会長がこれを招集し、議長は、出席会員の中から選出する。

3 定期総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 会則等の制定、改廃に関する事項。

(2) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項。

(3) その他会長が必要と認める事項

4 臨時総会は、会長が緊急必要と認めたときにこれを招集する。

(常任理事会及び理事会)

第15条 常任理事会及び理事会は、会長が必要と認めたときにこれを招集する。

(会計)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、経費は次に掲げる収入をもってあてる。

(1) 補助金

(2) 寄付金

(3) その他の収入

第17条 協議会に次に掲げる支部を置き、地区交通安全対策協議会（以下「地区協議会」という。）とする。

(1) 平

(2) 小名浜

(3) 勿来

(4) 常磐

(5) 内郷

(6) 四倉

(7) 遠野

- (8) 小川
- (9) 好間
- (10) 三和
- (11) 田人
- (12) 川前
- (13) 久之浜・大久

- 2 地区協議会は、当該管内における協議会の目的に關係のある機関をもって構成する。
- 3 地区協議会の会議は、地区協議会長が必要と認めたときにこれを招集する。
- 4 前各号に定めるもののほか、地区協議会については別に定める。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この会則は、昭和42年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、公布の日から施行する。 (昭和47年5月13日)

附 則

この会則は、公布の日から施行する。 (昭和48年5月18日)

附 則

この会則は、昭和52年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、昭和58年5月19日から適用する。

附 則

この会則は、昭和61年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年7月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年10月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月22日から施行する。